

第1章 労働委員会の構成

1 労働委員会

千葉県労働委員会は、労働組合法第19条の12第1項及び地方自治法第180条の5第2項第2号の規定により、都道府県の執行機関として設置されている行政委員会であり、労働組合法第20条の規定による権限を有し、労使間の紛争処理を主たる業務とする専門機関である。

その構成は、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者からなり、委員の数は、本県の場合それぞれ5名ずつの総数15名である。

なお、委員の任命は、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者・労働者委員の同意を得て、知事が任命し、委員の任期は2年である。

労働委員会には、労働組合法、労働関係調整法等に定められた目的を達成するため、準司法的機能（審査・判定機能）と調整機能があり、前者は、不当労働行為の審査や労働組合の資格審査等を行う機能であり、後者は、労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う機能である。

これらに加えて、知事の委任により個別的労使紛争のあっせんを行い、労働者個人と使用者の間で生じた紛争を調整する機能も有している。

これらの機能により、労働委員会は、使用者による不当労働行為があった場合に労働者を救済する役割と、労使紛争の自主解決が困難な場合に紛争の解決を手助けする役割を果たしているところである。

2 委員

第49期委員は、令和4年7月20日付けで任命され、任期は令和6年7月19日までである。

名簿は、次のとおりである。

第49期委員

令和5年12月31日現在

公益委員

氏 名	職 業	主な経歴
◎船越 豊	弁 護 士	千葉県弁護士会副会長
○石井 慎一	弁 護 士	千葉県弁護士会副会長
沼田 雅之	法政大学法学部教授	大阪経済法科大学法学部准教授
山下 りえ子	東洋大学法学部教授	東洋大学法学部助教授
末吉 永久	弁 護 士	千葉簡易裁判所民事調停官

(注) ◎…会長、○…会長代理

労働者委員

平野 盛士	JFEスチール千葉労働組合 執 行 委 員 長	JFEスチール千葉労働組合 書 記 長
太田 徳彦	不二サッシユニオン参与	不二サッシユニオン千葉支部 特 別 中 央 執 行 委 員
海老原 秀典	千葉土建一般労働組合書記次長	千葉土建一般労働組合本部 中 央 常 任 執 行 委 員
永富 博之	日本労働組合総連合会 千 葉 県 連 合 会 会 長	日本労働組合総連合会 千 葉 県 連 合 会 事 務 局 長
濱 美紀	イオングループ労働組合連合会 副 会 長	イオングループ労働組合連合会 事 務 局 次 長

使用者委員

高橋 秀穂	一般社団法人千葉県経営者協会 専 務 理 事	一般社団法人千葉県経営者協会 事 務 局 長
天野 克美	キッコーマンビジネスサービス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長	キッコーマン株式会社代表取締役 専 務 執 行 役 員 C H O
酒寄 博司	関東鉄道株式会社相談役	関東鉄道株式会社 取 締 役 会 長
平川 宏	JFE東日本ジーエス株式会社 代 表 取 締 役 社 長	JFEライフ株式会社 常 務 取 締 役
伊藤 広成	元株式会社千葉興業銀行 常 務 執 行 役 員	ちば興銀ビジネスサービス株式会社 代 表 取 締 役 社 長

3 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条及び第11条の規定により、労働委員会は、労働争議の解決に援助を与えることができる学識経験者をあっせん員候補者として委嘱することとされており、当委員会では、現職委員、事務局長、事務局次長、審査調整課長及び副課長の職にある者をあっせん員候補者として委嘱している。

令和5年（12月末現在）のあっせん員候補者は、次のとおりである。

あっせん員候補者

令和5年12月31日現在

氏名	職名	備考
船越 豊	労働委員会 公益委員	H26.7.24 委嘱
石井 慎一	〃 〃	H30.7.23 委嘱
沼田 雅之	〃 〃	〃
山下 りえ子	〃 〃	R4.7.20 委嘱
末吉 永久	〃 〃	〃
平野 盛士	〃 労働者委員	H28.7.20 委嘱
太田 徳彦	〃 〃	R2.7.20 委嘱
海老原 秀典	〃 〃	〃
永富 博之	〃 〃	R3.10.25 委嘱
濱 美紀	〃 〃	R4.7.20 委嘱
高橋 秀穂	〃 使用者委員	〃
天野 克美	〃 〃	H30.7.23 委嘱
酒寄 博司	〃 〃	R2.7.20 委嘱
平川 宏	〃 〃	〃
伊藤 広成	〃 〃	R4.7.20 委嘱
海宝 伸夫	労働委員会 事務局長	R5.4.11 委嘱
川島 雄子	〃 事務局次長	R3.6.25 委嘱
大野 光紀	〃 事務局審査調整課長	R5.4.11 委嘱
鈴木 恒	〃 〃 審査調整課副課長	R4.4.12 委嘱

4 事務局

事務局は、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項及び同法施行令第25条の規定により、労働委員会の事務を処理するために設けられ、その内部組織は、会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

事務局の組織は、審査調整課(委員会班、審査調整班)の1課2班であり、所掌事務は千葉県労働委員会事務局組織規則によって、また、事務処理に関しては千葉県労働委員会事務局処務規程によってそれぞれ定められている。

なお、令和5年12月末の職員数は12名となっている。

(組織図)

